

GIVERS GAIN

弁護士法人常磐法律事務所

2021 SPRING
issue.09



弁護士法人
常磐法律事務所
本厚木支店

Information

本厚木支店 移転オープン

特集

コロナ禍と法律

～コロナ禍による債務不履行の場合の法的責任～

News

横須賀支店6月オープン予定

新入所員紹介

清水 俊明



本厚木支店が 移転オープンしました

2021年1月に本厚木支店が移転オープンしました。

内装を全面リニューアルし、白と淡いグレーをベースに木製の建具をアクセントとした、ナチュラルで落ち着いたある空間に生まれ変わりました。また、複数名様でも広々とお待ちいただける待合いスペースの新設や、相談室の増設により、今まで以上にゆったりと快適にご相談いただけるようになりました。

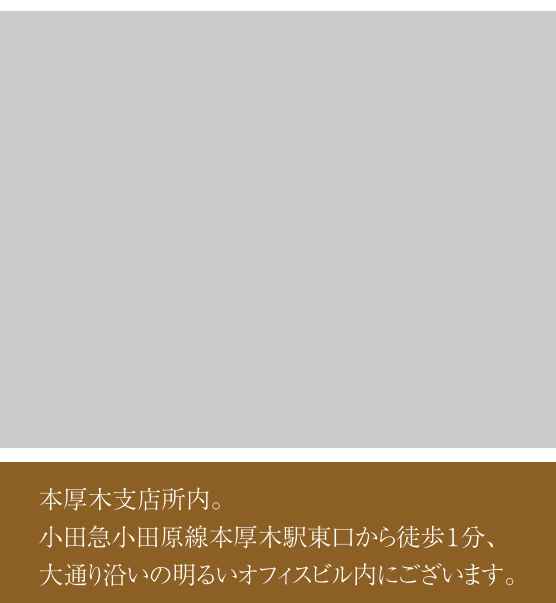
法律事務所には珍しく、ガラスの壁を使用した開放感あふれる空間となっておりますが、ご相談時にはブラインドにて室外からの視線を遮り、プライバシーには万全の配慮をいたします。どうぞ安心してご利用くださいませ。

県西地域の皆様への高品質なリーガルサービス提供のため、所員一同気持ちを新たに、なお一層業務に精励する所存です。本厚木にお越しの際はぜひお立ち寄りください。皆様のご来所を心よりお待ちしております。

ACCESS

小田急小田原線「本厚木駅」東口より徒歩1分。北口より徒歩3分。

〒243-0018 厚木市中町2-8-13 TPR厚木ビル6階
T.046-204-9944 F.046-204-9949



本厚木支店所内。
小田急小田原線本厚木駅東口から徒歩1分、
大通り沿いの明るいオフィスビル内にございます。

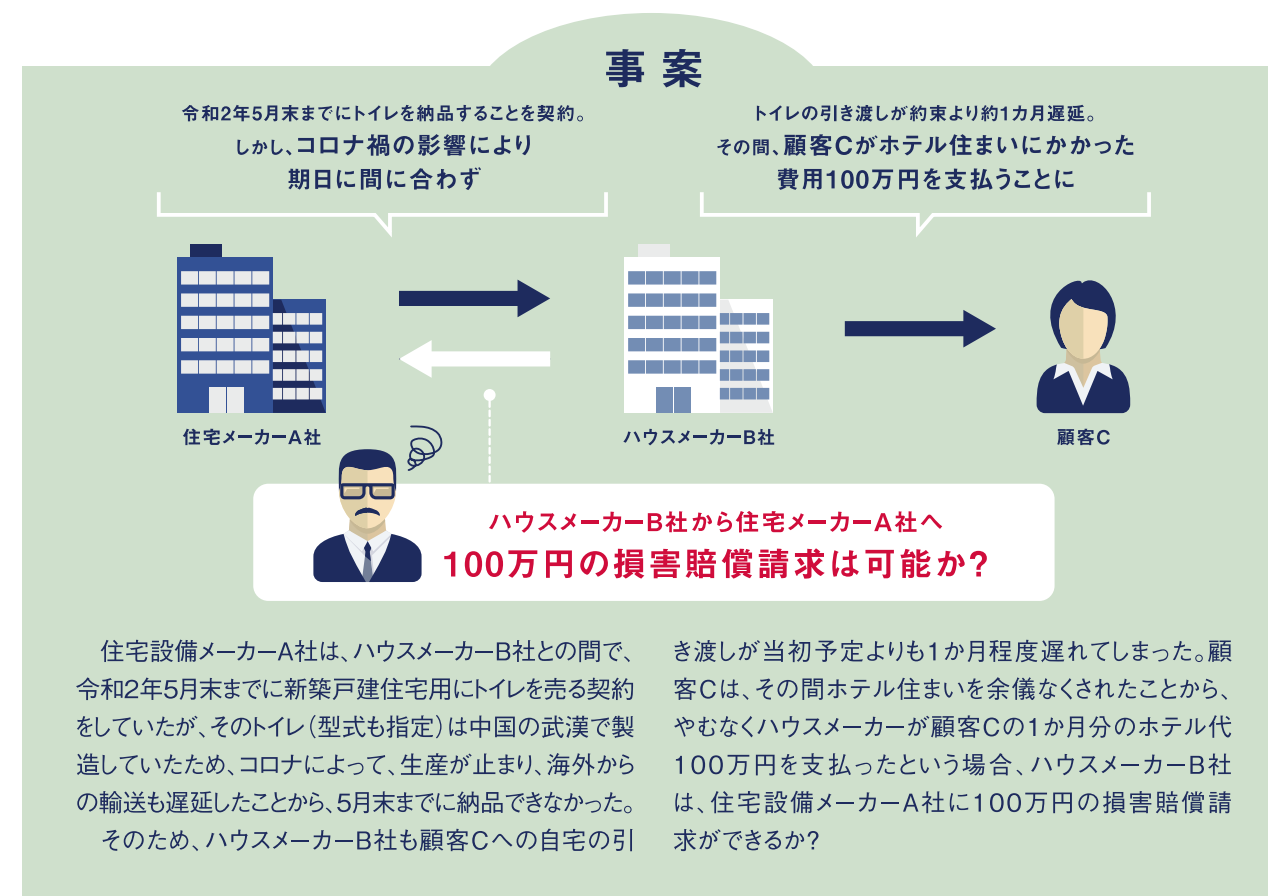
コロナ禍と法律

～コロナ禍による債務不履行の場合の法的責任～

コロナ禍によるサプライチェーンが途絶えるなどの状態が生じた場合に、その契約はどうになってしまうのか？ 経営者の方は頭を悩ませることも多いと思います。

具体的には、コロナ禍によって人や物の移動が制限され、契約上予定された商品やサービスが提供できなくなった場合、売り手やサービスの提供事業者は、相手方に債務不履行に基づく損害賠償責任を負うのかというのがここでの問題になります。

具体的な事案で考えてみましょう。



指定されたトイレを期日までに納品できないというのは、A社（債務者）が「債務の本旨に従った履行をしていない」ということになります。これを債務不履行といいます。

このA社の債務不履行によって、B社（債権者）は、顧客Cのホテル代100万円を負担するという損害が発生していますので、B社は、A社に100万円の損害賠償請求ができそうですが、本件では民法415条ただし書の適用があるかが問題となります。

ただし書は、帰責性と言われる要件で、A社の指定されたトイレを期日までに納品できないという債務不履行が、契約や取引上の社会通念に照らして、債務者の責めに帰することができない事由、つまりトイレを納品できなかったことはA社のせいではないと言えるならば、損害賠償請求を免れるということになります。

この帰責性は社会通念に照らして判断されるので、どうしても事例ごとの個別判断になります。

本事例については、A社が同じ型式のトイレを武漢以外にも調達可能ということも考えられます。その場合には、A社としては他から同じトイレ

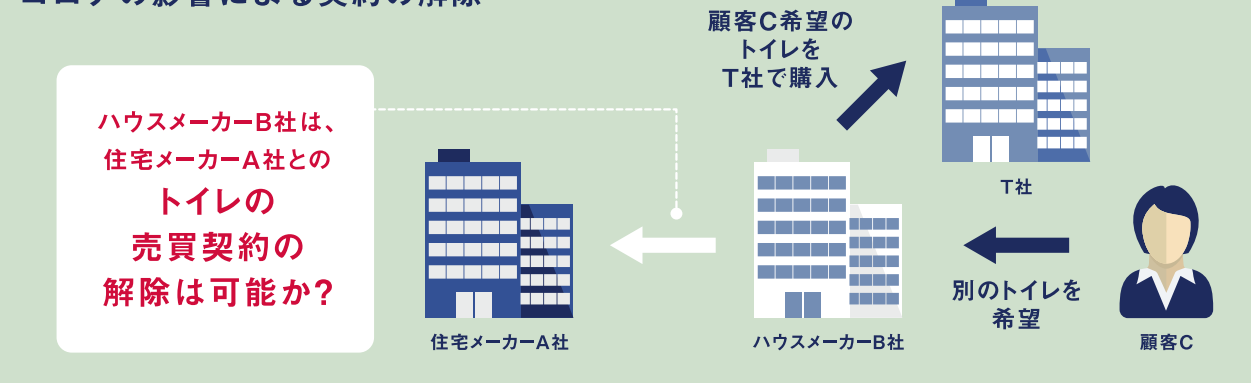
を調達して納品することが可能ですから、帰責事由ありとして、A社は100万円の賠償義務を負うことになると思われます。

一方、同じ型式のトイレは納期までに調達不可能という場合は、コロナによる生産停止は誰も予想できないので不可抗力であつて、A社のせいではないので、帰責性がないため100万円の賠償責任を負わないということも考えられます。そのため、再調達の可能性がポイントになると思われます。

もちろん、調達不可能が判明した段階で、B社としては顧客Cに別の調達可能な型式のトイレを提案し、顧客Cがこれに応じることも十分考えられます。このような対応ができればそれは当初契約内容の変更になりますので、法的な問題は生じませんが、後日の争いをさけるためにも、契約変更確認書等を書面で顧客Cと取り交わしておく必要があります。

次に、先ほどの事案で、顧客Cの希望する別のトイレは、A社では取り扱いがなく、T社であれば、取り扱いがある場合、B社としては、A社とのトイレの売買契約を解除して、T社から購入することになります。これは可能でしょうか？（下図）

コロナの影響による契約の解除



これは民法改正が令和2年4月1日に施行された関係で、以前よりも解除が容易になりました。

旧民法では、A社に帰責事由がなければ契約は解除できないという考え方もあったので、不可抗力で納品できない場合には、B社からの解除もできないとされる可能性がありました。

しかし、それでは、B社としては、納品もされないのに解除もできず、顧客Cに迷惑をかけることになってしまいます。

そのため、新民法では、債務者の方が契約に従った履行をしないという場合には帰責性の有無を問わず取引先は、その契約を解除できるとしました（民法541条）。契約からの解放を容易にしたということです。

ここで重要なことは、帰責事由が不要であることを前提に、きちんと契約を解除しておく必要があるということです。正式に契約を解除しないまま、相手に履行への期待可能性を持たせ、別から調達できたから、もう納品されても受け取らないという話になると紛争が生じかねません。そのため、別の調達先から調達する際には、前の契約をきちんと解除しておくことが重要です。（代表弁護士 常磐重雄）

民法415条 （債務不履行に基づく損害賠償責任）

①債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

まずは、契約書にこのような感染症が蔓延した場合の取り扱いについて、定めがあるかを確認する必要があります。契約書上、感染症の蔓延が不可抗力で免責と定められている場合それが優先されます。

もつとも、一般的な契約書では地震や天変地異といった事由が不可抗力とされており、感染症が不可抗力と明記してある契約書は、今後は分かりませんが、今まではあまり一般的ではありませんでした。

その場合、左記の民法415条が適用になります。

NEWS

横須賀支店 6月オープン予定

2021年6月に二つめの支店となる
横須賀支店をオープンします。

「お客様一人ひとりの日常生活を組織
として守り抜く」という理念のもと、
横須賀地域の皆様の希望に寄り添う
身近な法的パートナーとして邁進いた
します。横須賀の皆様、どうぞよろしく
お願いいたします。

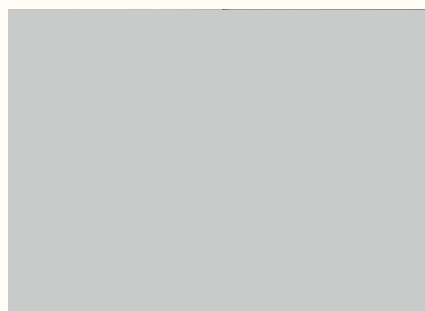


ビルの外観 京急本線横須賀中央駅から徒歩3分的好立地です。

時代を先取る!

法務のミカタ 第3回事務所研究発表会を開催しました

2021年1月16日に「第3回事務所研究発表会」を開催しました。当事務所では、弁護士の知識向上とお互いの専門分野の情報共有の場として、毎年1回「事務所研究発表会」を開催しています。今年は「労働法」をテーマに、派遣法、就業規則、解雇、時間外労働の他、働き方改革に伴う法改正を取り上げ、活発な意見を交わしました。多様化していく働き方を捉え、法的トラブルを未然に防ぐことは労使双方にとって非常に大切なことです。お困りごとが起こる前に、どうぞお気軽にご相談ください。



【代表弁護士】常磐 重雄

労働者派遣法の基本と実務対応

【弁護士】浅井 崇裕

ここさえ押さえておけば安心!
顧問先からの就業規則チェック相談

【弁護士】渡邊 さち穂

解雇における諸問題について

【弁護士】石川 由衣

すぐに使える!? 労働法の基礎知識

【弁護士】武井 英輔

時間外労働および時間外労働手当について